

各種資格

I. 教育職員免許状について

- 1 本学部の卒業生で所定の単位を修得した者は、次の教育職員免許状の授与を申請することができる。

学科	免許状の種類	免許教科
高分子・有機材料工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
化学・バイオ工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
情報・エレクトロニクス学科	高等学校教諭一種免許状	工業
機械システム工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
建築・デザイン学科	高等学校教諭一種免許状	工業
システム創成工学科	高等学校教諭一種免許状	工業

- 2 上記の免許状の授与を受けるためには、教育職員免許法及び教育免許法施行規則に定める次に示す単位を修得しなければならない。

免許教科		最低修得単位数
工 業	教科及び教科の指導法に関する科目	24 単位
	教育の基礎的理解に関する科目	10 単位
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	8 単位
	教育実践に関する科目	5 単位
	大学が独自に設定する科目	12 単位

なお、本表は法規上の単位数であるので、実際の履修方法は次によること。

(1) 「教育職員免許法施行規則第5条第1項表備考第6号」により、「教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」の全部又は一部の単位は、当分の間、工業の「教科に関する科目（カリキュラム表）」の単位修得をもってこれに替えることができる。

ただし、必修科目と職業指導2単位（職業指導I・IIいずれか1科目2単位）は必ず含めなければいけない。

また、「大学が独自に設定する科目」は、上記の最低修得単位数を超えて修得した工業の他の科目をもってこれに替えることとする。

(a) 工業技術概論について

免許教科「工業」の免許状の授与を申請する場合、工業技術概論は必修科目である。

工業技術概論は、学科により開講学期が異なるため、各学科専門教育科目及び単位数表を参照すること。

(b) 職業指導について

免許教科「工業」の免許状の授与を申請する場合、職業指導は必修科目である。

職業指導Ⅰ及び職業指導Ⅱは、3年次以上の学生を対象にして集中講義で開講される。詳細については、別に指示する。

(2) その他の必要な修得科目について

免許教科「工業」の免許の授与を受ける場合、上記のほかにも、次の科目を必ず修得しなければならない。

(a) 「日本国憲法」（基盤共通教育科目）2単位

米沢キャンパスでも毎年集中講義で開講するが、受講対象者は3年次以上に限定しているため、小白川キャンパスで修得しておくことが望ましい。

(b) 以下の①又は②から2単位

①「健康・スポーツ科学」及び「スポーツ実技」（基盤共通教育科目）

②「スポーツセミナー」（基盤共通教育科目）

（「健康・スポーツ科学」2単位のみや「スポーツ実技」2単位のみでは取得できません）

(c) 「コミュニケーション英語」（基盤共通教育科目英語1）2単位

(d) 「情報処理」（基盤共通教育科目）2単位

3 教育職員免許状の授与申請手続

教育職員免許状は、都道府県の教育委員会が授与する。したがって、教育職員免許状の授与を申請する者は、所定の申請書類を準備した上で、当該教育委員会に申請手続を行わなければならない。

なお、本学部を卒業と同時に申請手続を行う場合は、学生サポートセンター教育支援担当で山形県教育委員会に対し、一括して申請手続を行う。申請手続の詳細については、掲示にて周知するので、見落としのないように十分留意すること。

4 教育実践実習C（教育実習）について

3年次以上の学生の内、次年度に卒業する見込みがある者で、次の条件を満たす場合、当該学科長の承認を得た者は、次年度の教育実習を申込むことができる。

① 2年次後期終了までに60単位以上を修得していること。

② 3年次後期に「生徒指導・進路指導」を履修していること。

③ 3年次後期終了までに「教科の指導法」に関する科目を2単位以上修得していること。

④ 4年次前期に「教育実践実習事前・事後指導」を履修すること。

免許教科「工業」に係る専門教育科目における授業科目及び単位数表

授業科目名	単位数	開講期及び週時間数								備考
		1学年 学期	2学年 学期	3学年 学期	4学年 学期	5学年 学期	6学年 学期	7学年 学期	8学年 学期	
教職論	2		2							
教育原論	2		2							
学習心理学	2				2					
教育社会学	2			2						
特別支援教育総論	2		2							
教育課程編成論	2				2					
工業科教育法	2					2				「教科の指導法」
工業の教材分析	2						2			「教科の指導法」
総合的な学習の時間論	2					2				
特別活動論	2					2				
教育方法・技術	2					2				
生徒指導・進路指導	2						2			
教育相談	2					2				
教育実践実習事前・事後指導	1							1		
教育実践実習C	2							2		
教職実践演習(中学校・高等学校)	2								2	

(注) 上記の科目の一部は、夏季、冬季及び春季休業中に集中講義で行われることがあるが、その詳細は別に指示する。

II. 電気主任技術者（電気事業法参照）

情報・エレクトロニクス学科 電気・電子通信コースの卒業生で、工学部在学中に必要な科目の単位（下表）を修得し、卒業後5万ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用の経験が5年以上ある場合は、第1種電気主任技術者、1万ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用の経験が3年以上ある場合は、第2種電気主任技術者免許状を取得する資格が得られる。

（主務省庁：経済産業省）

表 電気主任技術者免許状の取得資格に必要な科目と単位数

区分	授業科目	単位数
1. 電気・電子工学等の基礎に関するもの	☆電磁気学 I ☆電磁気学 I 演習 ☆電磁気学 II ☆電磁気学 II 演習 ☆電気回路 I ☆電気回路 I 演習 ☆電気回路 II ☆電気回路 II 演習 ☆センシング工学 線形システム基礎 電子回路 I 電子回路 II 集積回路 電子物性 I 電子物性 II 電子物性演習	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
17単位以上		
	単位合計	32

区分	授業科目	単位数
2. 発電、変電、送電、配電並びに電気材料及び電気法規に関するもの	電気電子材料 ☆電力工学 ☆電力伝送工学 半導体工学 機械システム概論 ☆電気法規及び施設管理 技術者倫理（電気・電子通信）	2 2 2 2 2 1 1
8単位以上		
	単位合計	12

区 分	授 業 科 目	単 位 数
3. 電気・電子機器、自動制御、電気エネルギーの利用及び情報伝送・処理に関するもの 10単位以上	☆電気機器学 ☆制御システム工学 ☆パワー電子工学 データ通信 計算機基礎 化学・バイオ工学概論 通信システム 信号処理	2 2 2 2 2 2 2 2
	単 位 合 計	16

区 分	授 業 科 目	単 位 数
4. 電気・電子工学実験及び電気・電子工学実習に関するもの 6 単位以上	エレクトロニクス実験 I エレクトロニクス実験 II エレクトロニクス実験 III	2 2 2
	単 位 合 計	6

区 分	授 業 科 目	単 位 数
5. 電気・電子機器設計及び製図に関するもの 2 単位以上	基礎製図	2
	単 位 合 計	2

注1) 区分1～5の合計が49単位以上になること。

注2) ☆印の科目は、免許の必要条件なので必ず取得すること。

注3) 「電気法規及び施設管理」は、隔年に講義が行われる。

III. 一級建築士・二級建築士・木造建築士受験資格のための履修方法等

(建築・デザイン学科)

指定科目の分類(単位数)		工学部開講科目			
二級・木造	一級	科目名	履修学年	必修・選択	単位数
①建築設計製図 実務0~2年(5単位以上) 実務3~5年(3単位以上)	①建築設計製図 (7単位以上)	基礎設計製図	2	必修	2
		図学	2	選択	2
		建築CAD演習	2	選択	2
		建築設計製図Ⅰ	2	必修	2
		建築設計製図Ⅱ	3	必修	2
		建築設計製図Ⅲ	3	選択	2
		建築設計製図Ⅳ	4	選択	2
②~④ 建築計画、建築環境工学又 は建築設備 実務0~2年(7単位以上) 実務3~5年(2単位以上)	②建築計画 (7単位以上)	日本建築史	1	必修	2
		西洋建築史	2	選択	2
		住居計画学	2	必修	2
		住環境論	3	選択	2
		施設計画	3	選択	2
	③建築環境工学 (2単位以上)	建築史演習	3	選択	2
		環境工学	2	必修	2
⑤~⑦ 構造力学、建築一般構造又 は建築材料 実務0~2年(6単位以上) 実務3~5年(3単位以上)	⑤構造力学 (4単位以上)	建築構造力学	2	必修	2
		耐震構造	3	選択	2
		地盤工学	3	選択	2
	⑥建築一般構造 (3単位以上)	建築一般構造	2	選択	2
		木質構造デザイン	3	選択	2
		木質構造デザイン演習	3	選択	2
		建築構造デザイン	3	選択	2
	⑦建築材料 (2単位以上)	木質構造概論	1	選択	2
		建築材料学	2	選択	2
		建築材料学実験	3	選択	2
⑧建築生産 (1単位以上)	⑧建築生産 (2単位以上)	建築施工	3	必修	2
⑨建築法規 (1単位以上)	⑨建築法規 (1単位以上)	建築法規	2	必修	2
⑩その他 (適宜)	⑩その他 (適宜)	建築学概論	1	必修	2
		ユニバーサルデザイン論	2	選択	2
		インテリアデザイン論	2	選択	2
		都市・地域計画	3	必修	2
		住まいと庭園	3	選択	2
		景観設計	3	選択	2
		地震工学	3	選択	2
		振動論	4	選択	2
		総単位数	70		

上記の表中の各分野から、指定科目の単位数以上を修得してください。

修得した単位数により、受験資格取得までに必要な建築実務の経験年数が変わります。

一級建築士 : 60 単位以上 = 実務経験 2 年

50~59 単位 = 実務経験 3 年

40~49 単位 = 実務経験 4 年

二級・木造建築士 : 40 単位以上 = 実務経験 0 年

30~39 単位 = 実務経験 1 年

20~29 単位 = 実務経験 2 年

IV. インテリアプランナー登録資格取得のための履修方法等 (建築・デザイン学科)

※履修に当たっては、下記の認定基準を参照のこと。

区分		授業科目名	履修学年	必修・選択	単位数
A	インテリア関連科目	日本建築史	1	必修	2
		デザイン概論	1	必修	2
		西洋建築史	2	選択	2
		デザイン基礎	2	選択	2
		インダストリアルデザイン	3	選択	2
		都市・地域計画	3	必修	2
		デザイン演習	3	選択	2
		建築史演習	3	選択	2
		住まいと庭園	3	選択	2
		景観設計	3	選択	2
B	インテリア専門科目	建築学概論	1	必修	2
		木質構造概論	1	必修	2
		居住計画学	2	必修	2
		ユニバーサルデザイン論	2	選択	2
		環境工学	2	必修	2
		建築設備	2	選択	2
		図学	2	選択	2
		建築材料学	2	選択	2
		建築構造力学	2	必修	2
		建築一般構造	2	選択	2
		新材料加工学	2	選択	2
		建築法規	2	選択	2
		建築CAD演習	2	選択	2
		基礎設計製図	2	必修	2
		インテリアデザイン論	2	選択	2
		建築環境実験	3	選択	2
		耐震構造	3	選択	2
		建築施工	3	選択	2
		建築環境エネルギー・デザイン	3	選択	2
		建築環境エネルギー・デザイン実験	3	選択	2
		住環境論	3	選択	2
		施設計画	3	選択	2
		地震工学	3	選択	2
		建築構造デザイン	3	選択	2
		木質構造デザイン	3	選択	2
C	設計	建築材料学実験	3	選択	2
		建築設計製図 II	3	必修	2
		建築設計製図 IV	4	選択	2
		建築設計製図 I	2	必修	2
		建築設計製図 III	3	選択	2

※認定基準

- 1) A + B + C 36 単位以上
- 2) B + C 24 単位以上
- 3) C 2 単位以上

上表に基づき、認定基準を満たすように単位数を修得したインテリアプランナー試験合格者は、卒業後、インテリアの移管する実務経験年数0年（不要）でインテリアプランナー登録資格が得られます。

V. 一級・二級建築施工管理技士受験資格のための履修方法等

(建築・デザイン学科)

授業科目名	履修学年	必修・選択	単位数
木質構造概論	1	必修	2
西洋建築史	2	選択	2
住居計画学	2	必修	2
ユニバーサルデザイン論	2	選択	2
図学	2	選択	2
建築材料学	2	選択	2
建築一般構造	2	選択	2
新材料加工学	2	選択	2
建築法規	2	選択	2
建築CAD演習	2	選択	2
インダストリアルデザイン	3	選択	2
建築史演習	3	選択	2
住まいと庭園	3	選択	2
耐震構造	3	選択	2
建築施工	3	選択	2
施設計画	3	選択	2
木質構造デザイン	3	選択	2
木質構造デザイン演習	3	選択	2
建築材料学実験	3	選択	2
建築設計製図III	3	選択	2
振動論	4	選択	2
建築設計製図IV	4	選択	2

認定基準として、上記の表中の科目から合計 10 単位以上履修してください。認定基準を満たすように単位数を修得した者については、卒業後、下記の実務経験年数で一級および二級建築施工管理技士の受験資格が得られます。

一級：受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験 1 年以上を含む 3 年以上の実務経験

二級：下記表の通り

種目	受検資格を認める者
建設機械施工	受検しようとする種別に関する6ヶ月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験
その他の種目	受検しようとする種別に関し1年以上の実務経験

学生生活案内

※建築・デザイン学科2年次以降の小白川キャンパスにおける各種連絡手続の窓口等については、2年次の年度始めにお知らせします。

→小白川C、建築デザイン学科担当窓口になります。

I. 学生生活の心得

1. 構内交通規制について

米沢キャンパス（工学部）では、学生用駐車場として確保できる敷地の余裕がないため、自動車通学は厳しく制限しております。特別な事情がある場合（通学の距離が片道3km以上の者や身体障がい者等の特別な理由がある者）は、許可された者に限り、指定された駐車場への駐車を認めています。

2. 掲示板

皆さんへの通知・連絡・呼出し等は、すべて掲示によって行われますので、掲示板は毎日注意して見る習慣をつけ、重要な掲示を見逃して自己に不利益な結果を招くことのないよう心がけてください。

○米沢キャンパスの掲示板は、5号館1階ピロティに設置しております。

○小白川キャンパスの学生のための工学部からの連絡は、学生センター西側入口外の工学部掲示板に掲示します。

3. 掲示・ポスター等

米沢キャンパスでは掲示・ポスター等は、事前に工学部学生支援担当に届け出て許可を受けた後、学生用掲示板（4号館1階、2階、7号館脇、生協食堂入口向）に掲示して下さい。それ以外の場所には掲示してはいけません。また、期限を過ぎたものは速やかに取り除いてください。

なお、小白川キャンパスにおける掲示板の利用方法については、基盤共通教育案内をご覧ください。

4. 喫煙

キャンパス内は、決められた場所以外は全面禁煙となっています。喫煙できる場所でも、他の人への迷惑にならないよう十分気を付けてください。

5. 交通事故について

本学部では学生が当事者となった交通事故が毎年多数発生しており、特に死亡事故等の悲惨な人身事故も毎年数件発生しています。ひとたび事故が起こると、学業への支障ばかりでなく、精神的・経済的にも多大な負担が生じます。

自動車、バイク等を運転する際は、自己本位の姿勢は捨て、交通ルールを厳守するとともに、無謀な運転は厳に慎み、安全運転を心がけてください。

また、交通事故の当事者となった場合は、被害者側、加害者側の如何にかかわらず、直ちに事件事故等報告書を工学部学生支援担当に提出してください。帰省先等で発生した事故についても同様に提出してください。（届出用紙は工学部学生支援担当及び小白川キャンパス学生センター学生企画担当にあります。また、工学部HPに様式が掲載されています。小白川キャンパスの1年次学生については、学生センター学生企画担当に

提出してください。)

6. その他

日頃の学生生活において、警察に検挙（交通法規違反等を含む）された場合は、速やかに事件事故等報告書を工学部学生支援担当に届けてください。（届出用紙は工学部学生支援担当及び小白川キャンパス学生センター学生企画担当にあります。また、工学部HPに様式が掲載されています。小白川キャンパスの1年次学生については、学生センター学生企画担当に提出してください。）

II. 授業料について

1. 授業料の納付方法

授業料は、希望に応じて以下の4つのパターンから選択して口座振替により納付してください。この方法は、本学指定の銀行口座（学生本人または保護者名義）を届けていただき、選択されたパターンに応じて本学の指定日にその口座から引き落としにより納付していただきます。申込手続は、所定の依頼書により直接銀行・郵便局に届け出をしてください。当該預貯金口座を変更する場合も同様の手続を行ってください。

なお、変更手続きは、学期開始の前々月末までに行わなければなりません。

預貯金口座への入金は、遅くとも預金引落月の20日頃までにお願いします。

(1) 年1回払い	1年間分（前期+後期）の授業料を4月に口座振替
(2) 年2回払い	前期を4月、後期を10月に口座振替
(3) 年10回均等払い	前期を4月～8月、後期を10月～2月に口座振替
(4) 年10回ボーナス併用払い	年10回払いで前期を8月、後期を1月にボーナス分を加算して振替

2. 授業料の免除について

授業料の納付が困難な場合に、願い出により選考の上、前期・後期毎に、その期の授業料の全額又は半額を免除する制度があります。

経済的理由による免除：経済的理由等によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績優秀と認められる者

特別な事情による免除：授業料の納期前6ヶ月（新入学者については1年）以内において、学生の学資を主として負担している者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け授業料の納付が困難と認められる場合

授業料の免除等に関する諸手続は、米沢キャンパスでは工学部学生支援担当（学生サポートセンター①番窓口）で、小白川キャンパスの1年次学生については、学生センター奨学担当で取り扱います。

（注意事項）

- 申請手続き、提出書類、期日等については、その都度掲示により周知しますので注意してください。
- 授業料の免除の願い出をした者は、判定結果の通知があるまで、授業料を納付しないでください。

III. 奨学制度について

※履修地が小白川キャンパスの学生は、基盤共通教育案内をご覧ください。

1. 日本学生支援機構

手続きは、工学部学生支援担当（学生サポートセンター①番窓口）で行います。その都度掲示により指示しますので注意してください。

詳細については、「学生生活ハンドブック」の奨学金についての項目を参照してください。

2. その他の奨学団体

地方公共団体等の奨学生募集は、大学を経由するもの以外に、公報などで周知し本人から直接出願させるものなどがあります。募集通知があり次第、その都度掲示しますので注意してください。

IV. 諸手続きについて

※小白川キャンパスの1年次生は、基盤共通教育案内をご覧ください。

1. 学生証について（工学部学生支援担当）

- ・学生証は、入学当初のオリエンテーション時に配布し、4年間有効です。
- ・学生証は、学生としての身分を証明する重要なものですから必ず携帯してください。
定期試験の時は学生証がないと受験できなくなります。
- ・出席管理も学生証で行います。
- ・学生証は卒業、退学、除籍又は有効期間が経過した場合は、直ちに返納してください。
- ・学生証を紛失したとき又は使用に耐えなくなったときは、速やかに再発行願を提出してください。（学部学生のみ、再発行に2,160円かかります。）

2. 諸証明書の発行について

証明書の発行は、自動発行機によるものを除き、原則として申込日の2日後に行います。

なお、証明書自動発行機により発行する証明書は、在学証明書、学業成績証明書、卒業見込証明書、学割証及び健康診断証明書です。

（1）学生旅客運賃割引証（学割証）……自動発行機

年間1人当たりの発行枚数に限度（年間10枚）がありますから有効に使用してください。なお、他人に譲渡したり、不正に使用したりしないでください。また、乗車券の購入及び旅行の際は、必ず学生証を携行してください。

（2）列車の通学証明書（工学部学生支援担当）

列車の通学証明書を必要とする者は、学生証を持参し、申し出てください。

（3）健康診断証明書……自動発行機

4月の定期健康診断を受診した場合は自動発行機で受け取れます。

（4）在学証明書……自動発行機

（5）学業成績証明書……自動発行機

（6）単位修得証明書（工学部教育支援担当）

交付願に所要事項を記入し、窓口で申し込んでください。

（7）卒業見込証明書……自動発行機

3. 諸届出について

(1) 連絡先等変更届について（工学部学生支援担当）

学生本人の住所等（住所・電話番号，E-mail，本籍，氏名）又は保護者（帰省先）（住所・電話番号，氏名）に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。

(2) 欠席届について（工学部教育支援担当）

病気，忌引き，教育実習，インターンシップ等の理由で授業を欠席する場合は、所定の用紙にその事由を記入し、証明する書類等を添えて、授業担当教員に届け出してください。

4. 転学科・転学部・休学・復学・退学・除籍について

(1) 転 学 科（工学部教育支援担当）

転学科を希望する者は、転学科願を保証人連署の上、学科長及び指導（アドバイザー）教員の許可を得たうえで提出してください。

願い出の受付は、転学科時期の前学期（2学期終了時及び4学期終了時）の1月20日から1月末日までとなっています。

なお、詳細は教育支援担当で確認してください。

(2) 転 学 部（工学部教育支援担当）

転学部を希望する者は、転学部願を保証人連署の上、学科長及び指導（アドバイザー）教員の許可を得たうえで提出してください。

願い出の受付は、転学部時期の前学期（2学期終了時及び4学期終了時）の1月20日から1月末日までとなっています。

なお、詳細は教育支援担当で確認してください。

(3) 休 学（工学部教育支援担当）

病気その他の理由で2ヶ月以上修学できない場合は、願い出により休学することができます。休学しようとする者は、休学願を保証人連署の上、指導（アドバイザー）教員及び、教育プログラム長の許可を得たうえで提出してください。病気の場合は、医師の診断書を添付してください。

休学期間は1ヵ年以内です。ただし、特別の理由により引き続き休学する場合は、改めて願い出なければなりません。（期間を延長する場合は、休学期間満了前に休学願を改めて提出してください。）なお、**休学期間は通算して3年を超えることはできません。**また、休学期間は在学期間に算入しません。

学期開始の月の末日（前期は4月30日、後期は10月31日）までに休学を許可された場合は、月割計算によって休学する翌月から復学する前月までの授業料は免除されます。

したがって、学期開始の月の末日後に休学が許可された者は、全額納付しなければなりません。

(4) 復 学（工学部教育支援担当）

休学期間にその理由が消滅した場合は、復学願を保証人連署の上、指導（アドバイザー）教員及び教育プログラム長の許可を得たうえで提出してください。なお、休学期間満了に伴う復学の場合には、休学期間満了前に復学届を提出してください。

(5) 退 学（工学部教育支援担当）

退学しようとする者は、退学願を保証人連署の上、詳細な理由を記入し、指導（アドバイザー）教員及び教育プログラム長の許可を得たうえで提出してください。

退学する場合には、その納期に属する授業料は納付しなければならないので、授業料納付月の当初（前期は4月1日、後期は10月1日）から退学を希望する場合は、授業料納付前月末（前期は3月末日、後期は9月末日。末日が土・日・祝日となつた場合はその前日）までに願い出てください。

また、退学する者は学生証を返納しなければなりません。

(6) 除 籍

在学期間が修業年限の2倍を超えた者、病気その他の理由で、成業の見込みがないと判断された者は除籍されます。

また、授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者も除籍されます。なお、他にも学則の定めるところにより、除籍の措置が取られることがあります。

V. 健康管理について

※ 小白川キャンパスにおいては、基盤共通教育案内をご覧ください。

よりよい学生生活の基盤は何といっても健康です。また、意欲的な学業修得の第一条件も、心身ともに健康でなければなりません。それを全うするためには、自分の心身に日々留意し、あらゆる機会と施設を利用して、常に自分の健康は自分が進んで保持し、増進するよう心がけることが健康管理の第一歩であり、一番大切なことです。

1. 保健管理室

保健管理室では、日常の軽いけがや大学内における正課、課外活動中、またはその他において負傷または急病等不時の疾病の場合、開室中であればいつでも診療や応急処置を行いますので利用してください。

2. 健康診断

(1) 定期健康診断

学生の定期健康診断は、学校保健安全法に基づき毎年4、5月に行い、注意をするものについては精密検査を実施し、療養に関する注意や適切な助言指導を行っています。

健康は、自分でつくり出すものであるという認識にたって、病気の予防、早期発見のために、積極的に健康診断を受診してください。

定期健康診断を受診しないと、就職等に必要な健康診断証明書は発行できません。

(2) 学校医（専門医）による健康相談

内科、眼科の各科目について、毎月1～2回、学校医が学生の健康相談に応じています。詳しい日時は、前もって掲示板に掲示します。

(3) スポーツ関係者健康診断

対外試合出場学生等に対して、隨時行います。

3. 飲酒について

アルコールの多量飲酒や、未成年飲酒は、がん等臓器障害やアルコール依存症、さらには暴力や飲酒運転にもつながるかもしれません。

本人のみならず、家族や大学にも深刻な事態をもたらす、お酒にまつわるさまざまな問題をきちんと理解してください。

- ・お酒は20歳になってから
- ・「いっき飲み」は絶対にしない・させない
- ・体調の悪いときや服薬中は飲まない
- ・飲んだら、車・バイク・自転車を絶対に運転しない

VI. 学生相談室について

※小白川キャンパスにおいては、基盤共通教育案内及び学生生活ハンドブックをご覧ください。

工学部では、学生の心の悩み、学習上の悩み、またはセクシュアル・ハラスメントやキャンパス・ハラスメントの問題について気軽に相談してもらうことを目的に学生相談室を設けております。あなたの問題解決の第一歩として是非利用ください。相談の秘密は厳守されます。

場所は、保健管理室内にあります。お気軽にお尋ねください。

窓口：〒992-8510 米沢市城南4-3-16

山形大学工学部 保健管理室 電話：0238-26-3034

HPアドレス <https://www.yz.yamagata-u.ac.jp/current/health/counsel/>

VII. キャンパスハラスメントに関する相談

キャンパスハラスメントではないかと思われる言動・行為を受けた場合には、一人で悩まずにキャンパスハラスメント相談員、または学生相談室（VI. 学生相談室参照）へ相談してください。キャンパスハラスメント相談員は山形大学のホームページで公開されており、誰にでも相談出来ます。

(<https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/compliance/camhara/>)

キャンパスハラスメント相談員やキャンパスハラスメント防止対策委員会委員には守秘義務がありますので、相談したことが外部に漏れる心配はありません。ハラスメントに限らず悩み事がある場合は学生相談室がありますので、遠慮無く相談してください。

VIII. 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帶賠償責任保険について

保険請求の手続きは、米沢キャンパスでは保健管理室で、小白川キャンパスでは学生センター学生企画担当で行っています。

詳細については「学生生活ハンドブック」を参照してください。

IX. 就職について

就職を希望する学生には、小白川キャンパスキャリアサポートセンター（学生センター内）、米沢キャンパスキャリアサポートセンター（5号館2階）及び各学科において就職支援を行っています。

小白川キャンパスキャリアサポートセンターホームページ

(<https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/employment/>)

米沢キャンパスキャリアサポートセンターホームページ

(https://www.yz.yamagata-u.ac.jp/career/career_index1.html)

X. 図書館の利用について

米沢キャンパス内に工学部図書館が設けられています。貸出しを希望する場合には学生証を提示して利用してください。

利用時間	平 日	8 : 45～22 : 00
	土 曜 日	9 : 00～17 : 00
	日・祝日	13 : 00～17 : 00

ただし、学生の休業期における期間中は平日のみで、8 : 45～17 : 00です。

HPアドレス <http://www.lib.yamagata-u.ac.jp/>

※ 小白川図書館については、学生生活ハンドブックをご覧ください。

XI. 厚生施設

※小白川キャンパスにおいては、学生生活ハンドブックをご覧ください。

学生の憩いの場、学生相互間、学生と教職員との親睦を図るための施設として工学部会館があります。また、大学生活協同組合が経営している食堂、購買部等があります。

〈工学部会館使用心得〉

(1) 開館時間

平日：9時から20時まで。

ただし、春季、夏季及び冬季休業期間は、17時までです。

(2) 休 館 日

土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月28日から1月4日まで）。

XII. 課外活動

本学部は、学生全員が会員となる学友会があり、正課のほかに諸君の人格を高め情操豊かな社会人を育成するため、各種の運動部、文化部、研究会等があります。進んで課外活動に参加し、課外活動を通して、各自の自主的創造的能力を發揮して、社会性（規律遵守、責任感、指導力と協調性、礼儀、奉仕の精神）をもった教養豊かな人となることを希望します。なお、課外活動を行うに当たっては、正課の妨げにならない範囲で、常に規律正しく、責任ある行動をしなければなりません。

〈サークル活動〉

本学部には多くのサークルが組織され、多数の学生が参加し活動しています。また、近くの大学と交流をはかり成果を上げています。なお、サークルの結成・継続のためには、各サークルの責任者は以下のようないくつかの手続を、物品の管理、部屋の清掃等責任をもって行うことになっていますから、部員は自主的に協力してください。

(1) 新規にサークルを結成するときは、サークル登録届を工学部学生支援担当（学生サポートセンター①窓口）（小白川キャンパスにおいては、学生センター課外活動担当）

に提出後、登録団体として1年以上活動した後、サークル結成願と活動報告書を学生支援担当に提出してください。

- (2) サークルを継続する場合は、毎年4月末までにサークル継続届を工学部学生支援担当に提出してください。期限までに届け出ないサークルは、廃止とみなします。ただし、サークル結成の登録を届け出てから3月末時点で1年未満の登録団体についてはこの限りではありません。また、サークル（会）員の変更等があった場合は速やかに届け出てください。

※ なお、サークルの結成・継続の基準及び作成が必要な様式等については、以下のホームページから、「サークル結成とその基準」及び関係書類をダウンロードしてご確認ください。（<https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/life/club/procedure/>）

- (3) 学外において、合宿・試合等クラブ活動を行う場合は、顧問の承認を得たうえで工学部施設外課外活動届を工学部学生支援担当へ提出してください。

(4) 施設使用について

○米沢キャンパスにおける体育館、課外活動施設、武道館、テニスコート、グランドの借用については、使用する前月の20日（休みの場合は休み明け）8時30分以降に工学部学生支援担当に申し込み許可を受けてください。

○備品等の借用を希望する場合は、所定の用紙に記入し学生支援担当に申し込み借用の許可を受けてください。

※ 米沢キャンパス課外活動共用施設、体育館等の使用心得は後頁を参照してください。

※ 小白川キャンパスにおける課外活動施設利用等については、学生センター課外活動担当へお問い合わせください。

XIII. 学外研修、海外渡航・留学届

1. 学外で行われる研修・学会等に参加する場合は、学外研修届を、学生支援担当へ提出してください。移動は、原則公共交通機関を利用して下さい。やむを得ず自家用自動車等を使用する場合は自家用自動車使用申出書もあわせて提出してください。
2. 海外渡航及び留学を計画している学生は、海外渡航・留学届を渡航前に必ず、学生支援担当へ提出してください。

XIV. アルバイト求人について

1. 企業からのアルバイト求人については、山形大学生活協同組合（生協）が行っており、以下のHPで紹介を行っています。

また、携帯電話からの閲覧も可能です。

アルバイトを申込む前に、注意事項をよく読んでください。

HPアドレス <https://www.yamagata-u-coop.or.jp/arbeite/>

2. 米沢キャンパスにおける個人からの申込みによる家庭教師のアルバイト求人は、工学部学生支援担当（学生サポートセンター①番窓口）で紹介を行っています。

XV. 学生寮等について

工学部学生寮（白楊寮・2019年4月新築）には、工学部昼間コース（建築・デザイン学科を除く）2年生以上・フレックスコース1年生以上の学部生、及び大学院生が入寮できます。入寮募集は掲示板・下記のホームページ等でお知らせしますので、入寮を希望する方は、確認の上、申し込み願います。（<https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/life/dormitory/>）

※小白川キャンパスの学生寮については、学生ハンドブックをご覧ください。

定員	居室形態	寄宿料（月額）	居室の広さ及び主な設備等	共同利用の設備等	所在地	キャンパスまでの距離
男子210名	個室	27,000円	約17m ² ユニットバス（シャワー、トイレ付）、ミニキッチン（IH）、冷暖房エアコン、給湯（エコキュート）、高速無線LAN、洋服ダンス、本棚	食堂、交流室、面会室、洗濯室（コインランドリー）、自動販売機等	米沢市太田町4-1-2	0.6km
女子40名						

なお、アパートなどの紹介は、山形大学生活協同組合（生協）で行っています。

XVI. その他の

（1）火災防止

- ① 火災防止については特に注意を払い、災害の起こらぬよう心がけてください。
- ② 設備に不完全な点を認めた場合は、直ちに警務員室又は施設管理担当に連絡してください。
- ③ 指定の場所以外で喫煙しないでください。
- ④ 実習、実験等で火気を使用する場合は、その取扱い及び後始末は特に注意してください。また、木造の施設を使用する場合も、火の後始末は十分に注意してください。
- ⑤ 屋外での焚火はしないでください。

（2）遺失、拾得物

構内、教室等において、遺失、拾得したときは、速やかに工学部学生支援担当へ届け出してください。（小白川キャンパスでは、学生センター学生企画担当へ届け出してください。）

（3）盗難の予防

学内で盗難が時々発生していますので教室内、研究室内、課外活動共用施設等において被害のないよう、また、自転車等にも鍵をかけ忘れないよう十分気をつけて、盗難予防には特に留意してください。

（4）緊急時の連絡について

地震、風水害、火災等の災害に被災した学生は、自分及び友人の安否、被災の程度について、速やかに工学部学生支援担当とアドバイザー教員へ連絡してください。

緊急時連絡先（工学部警務員室）

電話：0238-26-3027

平日日中連絡先（工学部学生支援担当）

電話：0238-26-3017 FAX：0238-26-3406

メールアドレス：kougakusei@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

XVII. 願出・届出手続一覧

1. 願出事項

種 別	米沢キャンパスにおける担当窓口	期 日	備 考
学 生 証	①	掲 示	4年間有効
学生証再発行願	①	事由発生の時	
休 学 願	②	〃	
復 学 届	②	〃	
退 学 願	②	〃	
転 学 科 願	②	1月20日から1月末まで	
転 学 部 願	②	〃	
在 学 証 明 書	②	事由発生の時	自動発行機
学業成績証明書	②	〃	〃
卒業見込証明書	②	〃	〃 (卒業年次学生対象)
健康診断証明書	①	〃	〃
卒 業 証 明 書	②	事由発生の時	
成 績 証 明 書	②	〃	
構内駐車許可申請書	施設	掲示により周知する	
サークル結成届	①	事由発生の時	
授業料免除願	①	掲示により周知する	
授業料徴収猶予願	①	〃	
入寮（退寮）願	①	事由発生の時	
寄宿料免除願	①	〃	
蔵王山寮使用願	①	使用開始日の1ヶ月前から15日前	蔵王山寮使用細則参照
借用願	①	借用の前日まで	
学生旅客運賃割引証	①	事由発生の時	自動発行機
奨 学 生 願 書	①	掲示により周知する	

2. 届出事項

種 別	米沢キャンパスにおける担当窓口	期 日	備 考
連絡先等変更届	①	事由発生の時	
事件事故等報告届	①	事由発生の時	
サークル継続届	①	4月末まで	
サークル役員変更届	①	事由発生の時	
掲 示 届	①	〃	掲示物を持参し許可を受ける
学 外 研 修 届	①	集会の前日まで	事前届出が必要
工 学 部 施 設 外 課 外 活 動 届	①	事由発生の時	必要に応じて 自家用自動車使用申出書
海外渡航・留学届	①	渡航の前日まで	
体育施設使用届	①	〃	体育施設使用心得参照
欠 席 届	②	〃	授業を欠席する場合

※ ①学生サポートセンター①窓口：工学部学生支援担当

②学生サポートセンター②窓口：工学部教育支援担当

米沢キャンパス体育施設使用要領

- 授業時間外に体育施設を使用するときは、所定の使用願を工学部学生支援担当（学生サポートセンター①窓口）に提出して許可を受けなければならない。
- 体育施設での活動は、8時30分から20時までとする。また、建物からの退去は22時までに完了すること。
- 体育施設使用の場合の鍵の借用、返却は下表のとおり行うこと。

屋内体育施設 (体育館・武道館)	月曜日～金曜日（休日を除く。） 8：30～17：00	学生支援担当
	上記以外	警務員室
屋外体育施設 (テニスコート・グラウンド)	月曜日～金曜日（休日を除く。） 8：30～17：00	学生支援担当
	上記以外	警務員室

- 合宿、練習等のため長期間継続使用するときは、使用願にその計画書を添えて提出しなければならない。
- 使用者は、使用の権利を譲渡したり又は第三者に使用させてはならない。
- 体育施設での喫煙は厳禁とする。また、火災予防には使用者が万全を期すること。
- 屋内体育施設内の土足は厳禁とする。
- テニスコート内は原則としてテニスシューズを着用すること。また、コート内に入ることは、シューズ等に付着した泥や異物がコート内に入らないように注意すること。
- 故意又は過失によって施設器具を破損したり紛失したときは、これを原形に復するか、あるいは弁償しなければならない。
- 使用後は清掃、整頓（テニスコートはブラシでコート整備）を十分に行い、また、体育施設は確実に消灯し旋錠すること。
- テニスコートの夜間照明灯を使用するときは、「テニスコート夜間照明灯使用上の注意」を遵守すること。
- この「体育施設使用要領」を遵守しないときは、使用の許可を取り消すことがある。
- 屋外体育施設（テニスコート・グラウンド）は、12月～3月まで使用禁止とする。（冬期間閉鎖）

テニスコート夜間照明灯使用上の注意

1. 夜間照明灯を使用するときは、専用カードを必要とするので所定の使用願を学生サポートセンター学生支援担当に提出し、許可を受けること。
2. 専用カードは、次のとおり学生サポートセンター学生支援担当で「テニスコート（夜間照明灯）使用許可証」を提示して借り受けること。

*月曜日～金曜日	9時～17時まで
*土・日曜日	金曜日（金曜日が休日の場合はその前日）の9時～17時まで
*休　日	前日（前日が土・日曜日又は休日の場合はその前日と繰り上げた日）の9時～17時まで
3. 照明装置盤の鍵の借用（許可証を提示）・返却は、次のとおり行うこと。

*月曜日～金曜日（休日を除く）	8時30分～17時00分まで：学生支援担当
上記以外	：警務員室
4. 夜間照明灯はそれぞれのコート別に点灯するので、照明装置盤の鍵を開け照明灯盤に専用カードを差し込み、申し込んだコートの選択スイッチを押し、照明装置盤を旋錠すること。
5. 使用者は専用カードを譲渡したり又は第三者に使用させてはならない。
なお、使用しなかった専用カードは速やかに学生サポートセンター学生支援担当へ返却すること。
6. 夜間照明灯は専用カード終了5分前又は19時55分に、終了予告警告灯が30秒程点灯し、専用カード終了又は20時になると自動的に消灯するので、その前に後片付けを済ませること。
なお、20分後に残置灯も消灯する。
7. 夜間照明灯を一度点灯させると、途中で消灯できないので注意すること。
また、消灯後すぐには再点灯しないので注意すること。
8. 故意又は過失によって施設、設備、専用カードを破損したり紛失したときは、これを原形に復するか、あるいは弁償しなければならない。
9. テニスコートは、12月から翌年3月まで使用禁止とする。（冬期間閉鎖）

山形大学工学部課外活動施設等使用要領

山形大学工学部課外活動共用施設(旧サークル棟), 課外活動サークル部室(新サークル棟)(以下2つを合わせて「課外活動施設」という。)は, 山形大学学生規程第6条の規定により許可されたサークル(以下「公認サークル」という。)の課外活動を助成するために設置したものです。

各公認サークルは, 課外活動施設の使用に当たっては, 設置の趣旨を踏まえ, 下記の事項に留意の上使用願います。

記

1. 使用の手続

- (1) 課外活動施設の使用手続きは, 学生サポートセンター学生支援担当において行う。
- (2) 課外活動施設の使用を希望する公認サークルは, 長期使用施設については毎年4月末日までに, 短期使用施設については使用日の3日前までに, 定められた使用願を学生サポートセンター学生支援担当に提出し許可を受けること。
- (3) 短期使用施設については, 登録団体にも貸し出しを許可する。

2. 使用時間及び休業日

- (1) 課外活動施設での活動時間は, 8時30分から20時までとする。また, 建物からの退去は22時までに完了すること。
- (2) 課外活動施設の休業日は次のとおりとする。
 - ア. 日曜日及び国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - イ. 12月28日から翌年1月4日まで
- (3) 特別の理由があると認められる場合は, 申し出により, 使用時間の延長又は休業日の使用等を認めることがある。

3. 鍵の取扱い

- (1) 課外活動施設の鍵の取扱い及び保管は, 学生サポートセンター学生支援担当において行う。
- (2) 短期使用施設の鍵は, 課外活動施設を使用する公認サークルの責任者が学生サポートセンター学生支援担当に申し出, その都度借り受け, 使用後は, 当該責任者が旋錠の上直ちに返還すること。
ただし, 平日の17時以降, 土・日曜日及び休業日の鍵の借り受け及び返還は警務員室で行うこと。
- (3) 長期使用施設については, 公認サークルのみ使用可とし, 部屋の割当は学友会で行う。サークルが廃止された場合は, 部室の返却を学友会に申し出たうえで室内を原状復帰し, 施設の鍵を直ちに学生サポートセンター学生支援担当に返還すること。

4. 使用上の遵守事項

- (1) 使用許可を受けた目的以外の使用及び転貸をしないこと。
- (2) 許可された使用時間を厳守すること。
- (3) 掲示その他これに類するものは、所定の場所にて行うこと。
- (4) 使用後は、施設内の消灯、清掃及び整頓を行うこと。
- (5) 火気の取扱い及び火災予防に十分注意すること。
- (6) 施設内での飲酒及び宿泊をしないこと。
- (7) 施設、設備を許可なく造作、加工及び移動しないこと。
- (8) 施設の使用に当たっては、係員の指示に従うこと。
- (9) 施設、設備の管理上の必要から、教職員の施設への立入りに協力すること。

5. 損害の弁償

課外活動施設を使用する者が、故意又は過失により施設・設備を損壊又は滅失したときは、その損害を弁償しなければならない。

6. 使用許可の取消し

課外活動施設の使用を許可された者が、使用上の遵守事項等に違反したときは、その使用許可を取消すことがある。

山形大学工学部構内交通規制に関する実施要領

(昭和61年6月10日制定)

1. この要領は、工学部構内における自動車の交通規制及び駐車について必要な事項を定める。
2. この要領において「自動車」とは、道路交通法（昭和35年6月25日法律105号）に規定する自動車（自動二輪車を除く）をいう。
3. 工学部の構内においては、許可された時間以外の時間及び所定の駐車場以外の場所には、一切駐車することを禁止するものとする。
4. 工学部の職員及び学生のうち、構内に駐車できる者は、次のいずれかに該当し、工学部長から許可を得た者とする。
 - (1) 通勤又は通学の距離が片道3km以上の者
 - (2) 身体障害者等の特別の理由がある者
5. 駐車の許可を得ようとする者は、所定の手続きにより、あらかじめ工学部長に申請書を提出し、許可を受けるものとする。
6. 交付された許可証は、運転席前面の位置で、外部から容易に識別できるように、必ず表示しなければならない。
7. 駐車許可を受けていない者又は外来者等が臨時に駐車を必要とする場合は、入構の際に、警備員室に申し出て、その指示に従わなければならない。
8. 警備員等は、違反車の整理に当たるものとし、注意を与える等適切な措置を講ずるものとする。
9. 構内における盜難及び事故あるいは駐車違反による損害等については、工学部は、一切の責任を負わないものとする。
10. この要領に関する事務は、工学部事務部において処理する。
11. この要領に定めるもののほか、必要な事項は、工学部長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和61年6月10日から施行し、昭和61年6月25日から適用する。

附 則

この要領は、平成7年4月18日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成11年1月25日から施行する。

附 則

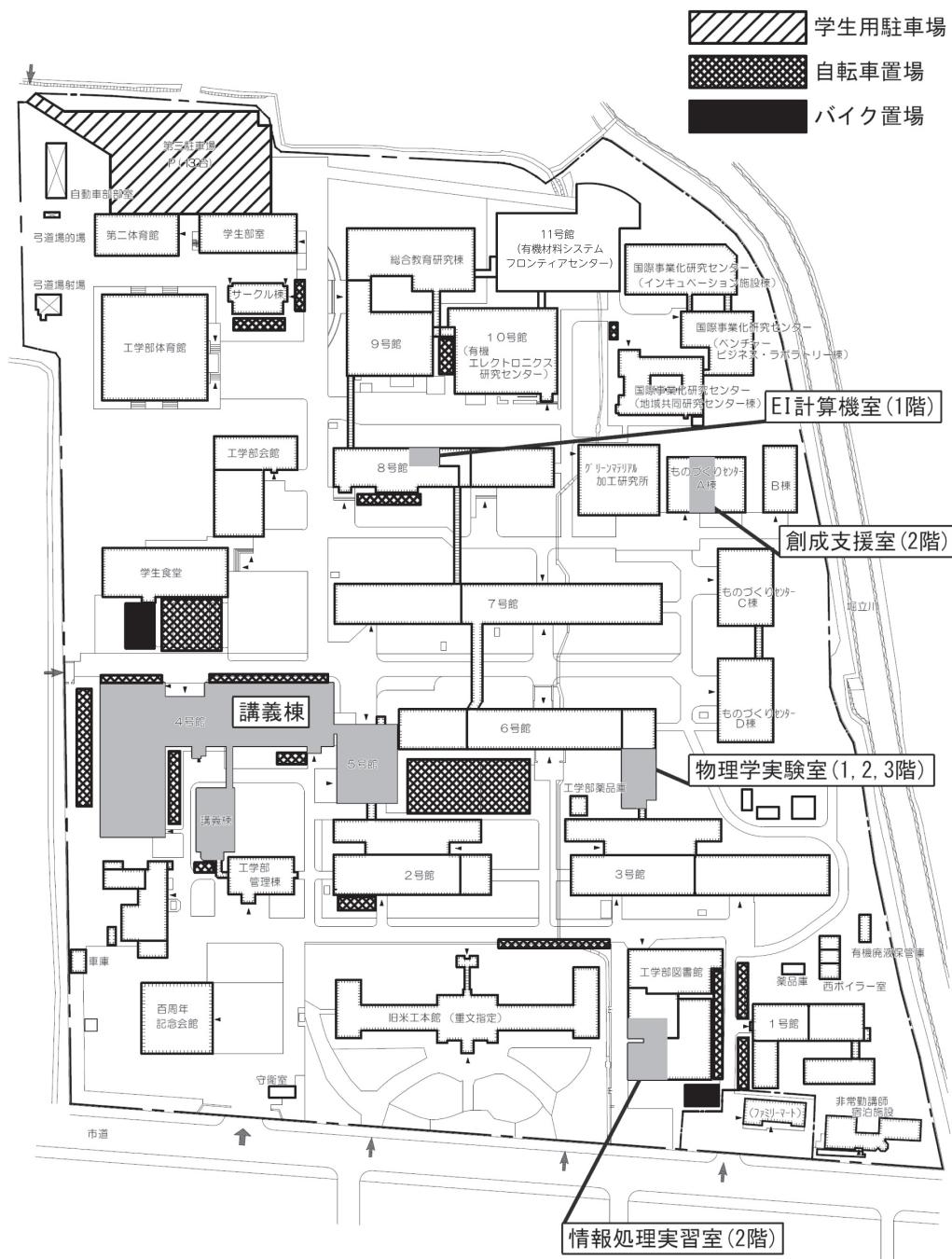
この要領は、平成22年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月19日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

山形大学工学部配置図

(構内駐車場・自転車・バイク配置図)



【講義棟・実験棟の教室】

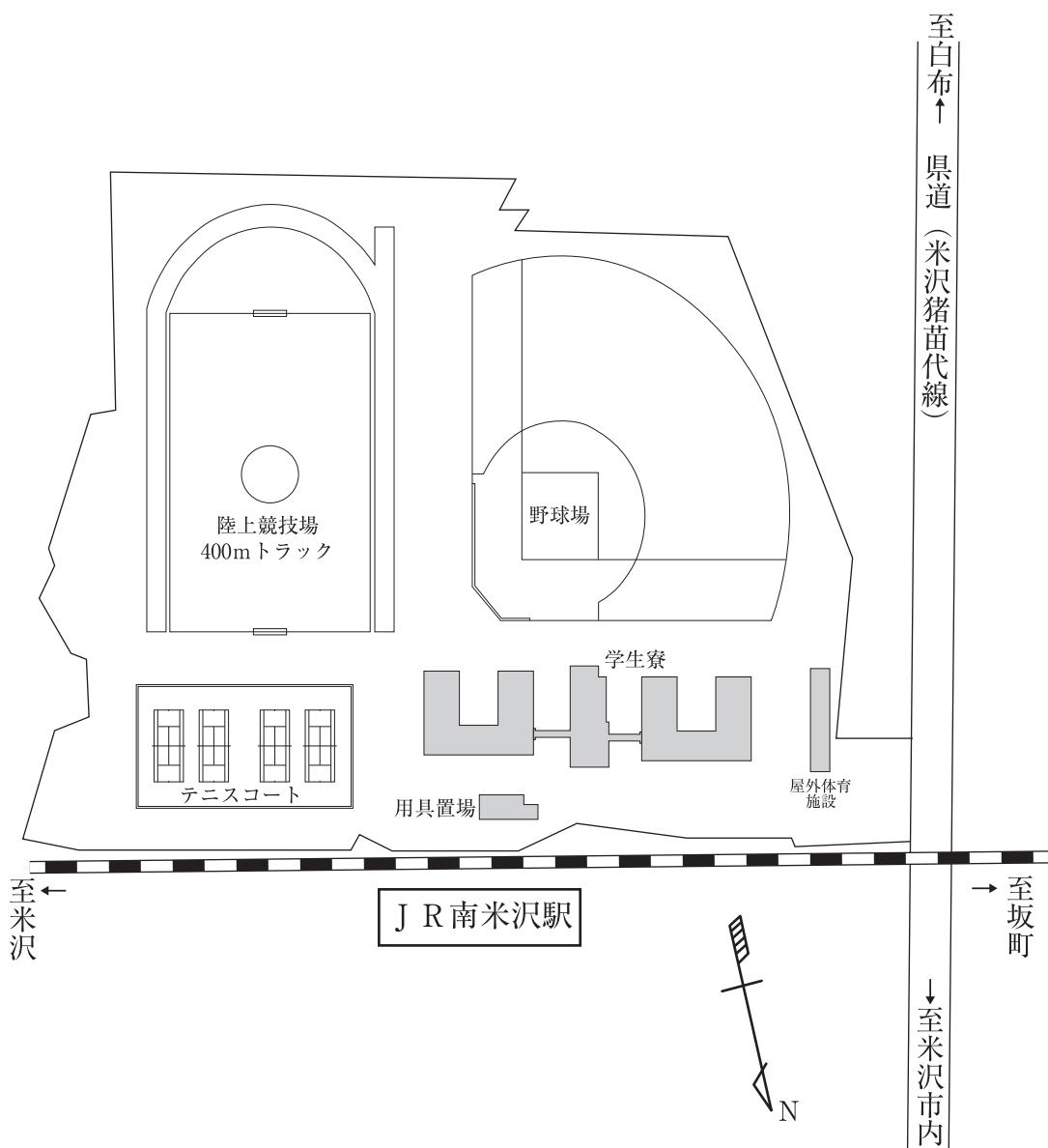
4号館講義棟 1階：大示範、中示範A、111、112、113、114、
115、116、117の各教室
2階：中示範B、中示範C、211、212、213、214の
各教室
ゼミ室1-3、セミナー室

5号館講義棟 1階：学生サポートセンター
2階：キャリアサポートセンター
3階：301、302、303の各教室、ゼミ室
4階：オープンスペース（製図室）

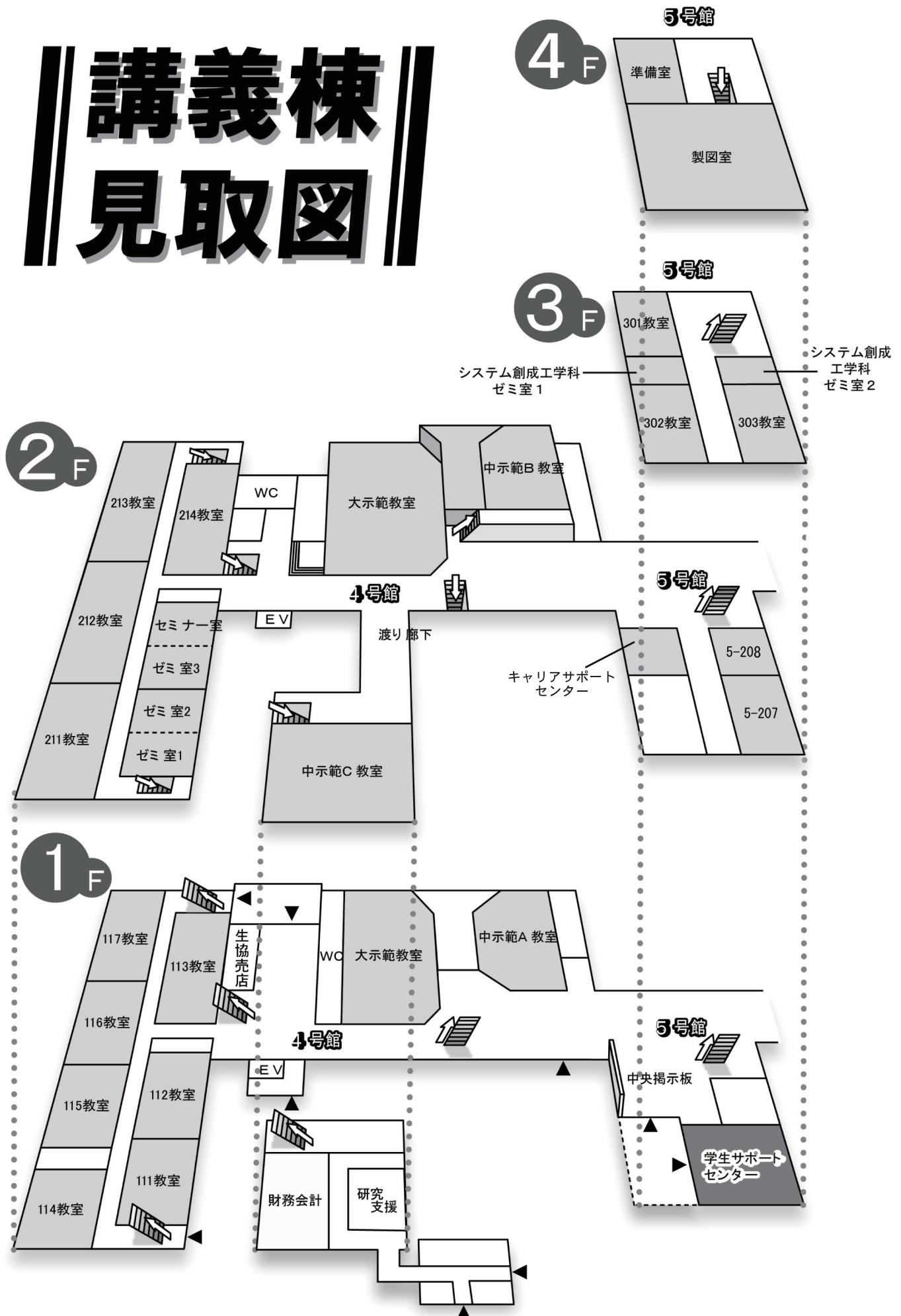
【各学科の教室】

システム創成工学科 5号館2階：5-207

山形大学工学部屋外運動場



||講義棟||見取り図||



小白川キャンパスマップ

